

文 書 管 理 情 報				
文 書 管 理 者：防衛研究所企画部長		開 示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者：防衛研究所企画部長	作成時	○		
分 類 番 号：人事一任免	区分： 1 2 3 4 5 6			
作 成 年 月 日：2022.3.1	理由：			
取 得 年 月 日：				
保 存 期 間：5年				
保存期間満了日：2027.3.31				
本 紙 含 め：2枚				
配 布 先：宛先のとおり				

防研総第207号
令和4年3月15日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所任期付隊員選考委員会の設置について（通達）

標記について、防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第64号）第9条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

(設置)

第1条 防衛研究所に防衛研究所任期付隊員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の議事を掌理する。

3 委員は、委員会に出席し、委員会の議事に参加する。

4 委員長は、副所長をもって充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 研究幹事

(2) 企画部長

(3) 総務課長

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議事項)

第3条 委員会は、任期付隊員の採用候補者の選考及び委員長の指定する事項の審議を行う。

2 任期付隊員の採用候補者の選考は、防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第64号）第3条第3項の規定により、防衛大臣の承認を得た採用計画に基づき行う。

3 委員長は、議事を行うに当たり、審議上必要と認めたときは、委員会構成員以外の者から意見を徴することができる。

(報告)

第4条 委員長は、委員会において審議した結果を意見書として取りまとめ、防衛研究所長に報告する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画部総務課において行う。